

府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)に対するパブリックコメント  
手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和2年11月24日(火)から令和2年12月23日(水)まで

2 意見の件数等

意見件数	提出者数	意見の提出方法別人数				
		電子メール	ファックス	郵送	意見投函箱	窓口
15件	5名	1名	0名	0名	1名	3名

3 意見の概要及び市の考え方

別紙のとおり

府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	障害のある児童への支援の充実	<p>インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実                      特別支援学校の児童・生徒の交流が強調されすぎています。障害者権利条約や推進会議の中にある「共に学ぶ」ことのできる合理的配慮を求めるものです。従いまして(6)の①は削除した、インクルーシブ教育に配慮した文章に書き換えてください。</p>	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。                      この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。                      インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。                      そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>
2	障害のある児童への支援の充実	<p>インクルーシブ教育(共に学ぶ場)とは、「通常の学級の児童・生徒と特別支援学級、副籍制度を活用した特別支援学校の児童・生徒との交流や共同学習を通じて、障害の理解を深める取り組み」によって実現されるものではなく、普通学級において合理的配慮を尽くすことにより実現される。交流・共同学習を前提にしたの取組では「共に学ぶ場」への積極的姿勢が見られない。合理的配慮による「共に学ぶ場」の実現への積極的姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>障害のある児童・生徒等の障害の状態は様々であり、合理的配慮を進めながら同じ場で共に学ぶことを追求しつつも、自立と社会参加を見据えて、その児童・生徒等の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することが、当該児童・生徒等にとって大切なことです。                      一人一人の教育的ニーズに対応するためにも、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると考えます。                      御意見から、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが分かりましたので、「多様な学びの場」の充実させる視点で修正します。</p>

3	障害のある児童への支援の充実	インクルーシブ教育が教育の基本理念であることにより、「特別支援教育の推進」を冒頭に掲げるのではなくインクルーシブ教育の推進を掲げるべきである。	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。</p> <p>この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。</p> <p>そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>
4	障害のある児童への支援の充実	P.57及びP.93「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を共に学ぶ教育と直してください。	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。</p> <p>この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。</p> <p>そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>
5	市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	「事業番号1障害者(児)福祉啓発事業(WaiWaiフェスティバル)(地域生活支援事業)」の内容のうち「障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流の場を設けます。」と記載がありますが、「障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流もしくは協働の場を設けます。」という文章に修正することを提案いたします。	頂いたご意見を踏まえ、「障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流や協働の場を設けます。」に修正します。
6	権利擁護の推進	自ら判断することに支援を必要とする人が安心してサービスを利用する事は大前提ながら現状ではそれだけでは「待ちの支援」ではない。自ら判断することに困難があればこそ必要性の掘り起こしが必要とされる。積極的な働きかけを行うセンター事業の推進を求める。	本市では、認知症高齢者や障害のある方など判断能力が不十分な方でも安心して暮らし続けられるよう「権利擁護センターふちゅう」において、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成などを行ってまいりました。今後は、同センターを中核機関として、制度の一層の普及啓発と、権利擁護支援が必要な方の早期発見と相談支援を目的とした地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めてまいります。

7	地域生活を支えるサービスの充実	<p>事業番号65在宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援(自立支援給付)の「内容」について  「身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。」とありますが、重度の知的障害がある方も、重度訪問介護のサービスがうけられるようになっていきます。文章に含意があるのかもしれませんが、知的障害についても明記してください。</p>	<p>当項目には、事業の対象者を詳細に記載しておりません。</p>
8	安心して生活できる環境づくり	<p>「障害がある人が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、計画相談を通して本人の希望の把握に努める」とあるが、現状は本人の希望の把握において不十分性を感じている。  財源や行政や事業者側の都合からの一方的な対応(計画相談の形骸化)を取ることなく本人の希望に寄り添った相談体制の構築を望む。</p>	<p>基幹相談支援センターを中心に、地域生活支援センターと連携し、相談支援事業所の質の向上に努めます。</p>
9	災害時の支援体制の構築と避難所の確保	<p>「事業番号110 福祉避難所の確保と在り方の検討」に「障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所の検討を行います」と記載されていますが、この避難所が1次避難所を指しているものでありましたら、「各障害に対応した最寄りの避難所」という表現が好ましいと考えます。「事業番号110 福祉避難所の確保と在り方の検討」の枠内に記載されていますため、通常の避難所のことなのか、福祉避難所のことなのか、どちらを指しているのか分かりにくいと感じます。</p>	<p>当項目では、福祉避難所の内容を記載しております。  福祉避難所では、一次避難所での生活に支障があり、さらに医療や介護等のサービスを必要とする要配慮者を一時的に受入れていくため、障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所運営の検討が必要になると考えております。</p>
10	障害のある児童への支援の充実	<p>P.93交流や共同学習を通じた障害の有無にかかわらずインクルーシブ教育(共に学ぶ機会)を充実するの「交流や共同学習を通じた」の文言を削除してください。(ほかにも同様の記述の部分は削除を求めます。)</p>	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。  この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。  インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。  そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>

11	障害のある児童への支援の充実	<p>インクルーシブ教育は一義的に障害のある児童・生徒自身の基本的 人権の実現を目的とするものであり、その実現により児童・生徒の障 害に対する理解が深まる機会となる。特別支援教育の推進が直截イン クルーシブ教育の実現につながるものとは言い難い。合理的配慮を尽 くす中での「共に学ぶ場の実現」を重点にするべきである。</p>	<p>障害のある児童・生徒等の障害の状態は様々であり、合理的配慮を進めながら同じ場で共 に学ぶことを追求しつつも、自立と社会参加を見据えて、その児童・生徒等の教育的ニーズ に最も的確に応える指導を提供することが、当該児童・生徒等にとって大切なことです。 一人一人の教育的ニーズに対応するためにも、小・中学校における通常の学級、通級によ る指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意し ておくことが必要であると考えます。 御意見から、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが分かりましたので、「多様 な学びの場」の充実させる視点で修正します。</p>
12	障害のある児童への支援の充実	<p>「特別支援教育の充実」ではなく、通常学級で共に学ぶ教育を原則とし てください。 特別支援教育の充実や分けられた教育を前提とした「交流や共同学 習」では、共に学ぶ機会を通じて共生社会を実現することから遠ざかり ます。 府中市においては、「障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を 充実させます。」ではなく、通常学級でともに学ぶ教育を充実するよう にしてください。</p>	<p>障害のある児童・生徒等の障害の状態は様々であり、合理的配慮を進めながら同じ場で共 に学ぶことを追求しつつも、自立と社会参加を見据えて、その児童・生徒等の教育的ニーズ に最も的確に応える指導を提供することが、当該児童・生徒等にとって大切なことです。 一人一人の教育的ニーズに対応するためにも、小・中学校における通常の学級、通級によ る指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意し ておくことが必要であると考えます。 御意見から、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが分かりましたので、「多様 な学びの場」の充実させる視点で修正します。</p>
13	障害のある児童への支援の充実	<p>切れ目のない支援は、通常学級で共に学ぶ教育につながるものとして 行ってください。 文科省の特別支援教育により、通常の学級、通級による指導、特別支 援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」を整備して就学先を振り 分けるシステムが行われている現状では、切れ目のない支援や障害 の早期把握・早期対応の体制を構築することが、この振り分けを強め る結果につながるおそれがあります。 府中市においては、切れ目のない支援が分ける教育につながらないよ う、支援は通常学級で共に学ぶ教育をめざすものとして行うことを計画 に位置付けてください。</p>	<p>「切れ目のない支援」については、児童の特性による本人や保護者の、困りの解消や軽減 に向け、所属機関が変わっても本人や保護者に対する支援が途切れないう、幼少期から 学校卒業後の進路を見据えた支援を行うという考え方に基づくものであり、教育環境への 支援に特化したものとはとらえておりません。 なお、関係機関に対する発達支援や合理的配慮に関する知識の啓発、普及については引 き続き実施して参ります。</p>
14	サービス見込み量	<p>【重度訪問介護】 サービス量・実利用者数の計画比が他に比較して低くなっている。利 用者の要望に応えているのか、積極的なサービス提供を行っているの か疑問である。実績に基づいて見込量を設定しているだけでは利用者 の要望の実現は覚束ない。見込量の積算の評価基準を明らかにすべ きである。</p>	<p>サービス量、実利用者数の計画値は、過去の実績からの伸び率や障害者手帳所持者数の 推移等から算出しています。</p>
15	市職員への理解・啓発	<p>「市職員」への理解・啓発についての計画がどこにも記載されていま せん。このことについては、市民から見ると、なぜ市職員への理解・啓 発事業の計画はないのかという疑問を持つことは容易に考えられます。 記載しない理由をお教え願います。</p>	<p>市職員への理解・啓発につきましては、本市においては平成28年12月13日施行「府中市 における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において、不当な差別的 取扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談体制の整備、研修・啓発を定めております。また 半期ごとに各部署の相談事例等を調査・集積しており、日々の業務において各部署で意識 して取り組んでいると認識しています。本計画では明記は致しませんが、継続して取り組んで参 ります。</p>